

芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業委託要項

令和7年4月17日

文化庁次長決定

1. 趣 旨

我が国が世界に誇る資産である文化芸術をグローバルな水準で継承・発展させていくためには、我が国独自の文化的な土壌の中で、多様な芸術家が尊厳をもって自由に創造活動を行う環境を醸成することが必要である。

文化芸術の自主性・自律性を十分尊重するとともに、文化芸術活動の自由や創造性とのバランスも踏まえながら、芸術家等個人の能力を最大限発揮することが可能となる環境を整備するにあたっては、文化芸術の各分野において芸術家等の諸活動を支え、個々の芸術家等を超えた横断的な課題に取り組む文化芸術団体の存在と役割や機能が重要となるが、このような課題について、既に一部の団体では独自の取組が行われているものの、広く文化芸術全体における取組として波及している状況ではない。

こうした問題意識を踏まえて、芸術家等の尊厳ある創造環境向上のため文化芸術団体に求められる機能等や文化庁として取り組むべき事項について検討した「芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）では、文化庁が取り組むべき事項として、

①積極的な取組意欲のある文化芸術団体の取組の促進

②文化芸術団体や芸術家等の活動実態の調査・分析を踏まえた、効果的な取組の検討・実施

③文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針の策定

などが提言された¹。

本事業では、これらの提言を行った検討会議報告を踏まえ、文化芸術団体に求められる機能の構築等を支援するとともに、文化芸術団体等の活動実態の調査・分析による効果的な取組方策の検討等を行う。

2. 委託業務の内容

(1) 文化芸術団体に対する組織体制強化や運営機能改善の支援業務

(2) (1) を通じた文化芸術団体や芸術家等の活動実態の調査・分析業務と、それらを踏まえた取組の効果的な促進方策の検討・提案業務

(3) (1) 及び (2) を踏まえた、文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針等の試案作成業務

(4) (1) ～ (3) のほか、検討会議報告の内容を効果的に推進するために文化庁又

¹ 芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議報告（令和6年8月30日）P12以降参照。

- は文化芸術団体が取り組むべき事項の検討・提案業務
- (5) 報告書の作成業務
 - (6) その他、上記の業務実施に付随して必要な業務

3. 業務の委託先

委託先は、文化芸術に関して相当の知識を有し、下記（１）から（４）の要件を全て満たし、事業を円滑に実施することができる法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業

務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

文化庁委託業務実施要領

平成20年 2月1日
平成21年 4月1日改正
平成26年10月1日改正
平成30年10月1日改正
平成31年 4月1日改正
令和 元年9月25日改正
令和 3年1月18日改正
令和 3年4月 1日改正
令和 3年12月17日改正
令和 4年1月28日改正
文化庁次長決定

(法令等の遵守)

第1条 文化庁の委託業務に関する事務は、会計に関する法令に定めるもののほか、この要領により適切に処理するものとする。ただし、指定された事業において、別に委託要領等の定めがある場合は、それに従うものとする。

(委託契約書)

第2条 委託契約書（以下「契約書」という。）の様式は、様式第1とし、委託変更契約書の様式は、様式第2のとおりとする。

2 前項に定める契約書により難しい場合は、必要に応じて委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）協議のうえ加除修正を行うことができる。

3 乙は、委託契約に関する権限及び支払行為に関する権限を乙の組織内において、乙の指定する者に行わせる場合には、その定めを明記した規程等を甲に提出するものとする。

(会計処理関係)

第3条 契約書に定める帳簿の様式は様式第3のとおりとする。ただし、様式第3に掲げられた事項が不足なく記載されていれば、乙において会計関係書類として定められ又は使用されているもので差し支えない。

第4条 契約書に定める支出を証する書類とは次に掲げるものをいう。

- (1) 人件費は、備上決議書（日額、時間給の決定事項を含む）、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (2) その他の経費は、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、請書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書、実績を証する資料、出張命令書・復命書、航空券の半券等）及び会計伝票又はこれらに類する書類とする。

第5条 前条の書類は、第3条に定める帳簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、第3条の帳簿とともに業務終了後5年間保管し、甲の指示のあった場合直ちに提出できるようにしておかなければならない。

なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。

第6条 委託業務にかかわる経費の支払等の方法は、次によるものとする。

- (1) 委託業務の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第4条の書類を作成又は徴収し処理するものとする。
- (2) 人件費の単価については、受託者において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。又、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において業務計画書の予算の範囲内で、別に日額、時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定める。
- (3) 人件費の勤務時間については、乙において定められている基準内時間とする。
ただし、委託業務の内容を勘案した上で、乙の労使規約等の範囲内で甲が必要と認めた場合、業務計画書において時間外勤務手当を計上することができる。
- (4) 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務においても、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが時間給単価は基準内時間の時間給単価とする。
- (5) 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、乙において定められた又は使用しているもので差し支えない。
- (6) 本契約における従事者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。
- (7) 乙が、自社、親会社又は子会社等（連結財務諸表の連結対象である子会社、孫会社をいう。）（以下、親会社又は子会社等を総称して「自社等」という。）から調達しようとするときは、製造原価又は仕入原価を用いることとし、利益排除を行わなければならない。ただし、自社等以外の者（2者以上）の見積書と比較し、自社等の価格の方が安価である場合には、この限りではない。
- (8) 一般管理費の率は10%の範囲内で、乙の直近の決算により算定した一般管理費率と乙の受託規程による一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定する。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務を実施するにあたり、必要により一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類「様式第4（再委託承認申請書）」を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（再々委託の履行体制の把握）

第8条 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書類「様式第5（再々委託届出書）」を甲に提出するものとする。

（委託契約及び業務計画の変更等）

第9条 契約書に定める委託業務の内容又は経費の内訳の変更申請は、様式第6の「業務計画変更承認申請書」による。

2 契約書に定める委託経費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は様式第7の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約書のとりかわしを以ってその承認とする。

第10条 契約書に定める委託業務の中止又は廃止の申請は、様式第8の「委託業務中止（廃止）承認申請書」による。

（完了（廃止）報告）

第11条 契約書に定める委託業務完了（廃止）報告は、様式第9の「委託業務完了（廃止）報告書」による。

（額の確定）

第12条 甲が契約書に基づき「委託業務完了（廃止）報告書」の審査のための実地調査を実施する場合、乙は、第3条及び第4条に掲げる書類を提示しなければならない。

（委託経費の支払）

第13条 契約書に定める委託経費支払いの請求（概算払を除く）は、様式第10の「請求書（精算払）」によるものとする。

第14条 乙は、契約書に基づき、甲が必要と認めた場合に限り、概算払を受けることができる。
なお、甲は概算払の必要性を確認するため、乙に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

2 乙は、前項により、概算払の必要性が認められ、概算払を希望するときは、様式第11の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第15条 甲が、前条第2項に基づき提出された「委託費支払計画書」の内容を妥当と認めた場合、乙は、様式第12の「請求書（概算払）」を甲に提出するものとする。甲はこの請求に基づき、概算払を行うものとする。

第16条 委託経費の支払いについては、様式第13の「銀行口座情報」を契約書にて定めるものとする。また、振込先の金融機関は国庫振込取扱店とすること。

（過払金の返還）

第17条 契約書に定める過払金の返還は、歳入徴収官（又は官署支出官）より別途送付する納入告

知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の返還に際し、納入遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として付することができる。

(成果報告)

- 第18条 契約書に定める成果報告書は、様式第14の「委託業務成果報告書」を添えて提出するものとする。なお、報告書の表紙裏に様式第15による「無断複製等禁止の標記について」を行うこと。

(知的財産権)

- 第19条 産業技術力強化法第17条に基づき、委託業務上の成果に係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく乙に帰属させる場合の契約書に基づく書面は様式第16の「確認書（知的財産権）」とする。

また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「産業財産権実施届出書」は様式第20、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(コンテンツに係る知的財産権)

- 第20条 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条に基づき、委託業務で制作したコンテンツに係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく、乙に帰属させるための契約書に基づく書面は様式第25の「確認書（コンテンツ）」とする。

また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「コンテンツ利用届出書」は様式第26、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(著作物の提供)

- 第21条 乙は契約書第41条の定めにより文部科学省（スポーツ庁・文化庁を含む）が保有する著作物（以下「本著作物」という。）を甲から提供を受けたときは、様式第33の「預り証」を甲に提出するものとする。

- 第22条 契約書第42条第3項に定める申請は、様式第34の「著作物翻案、改変等申請書」による。

- 第23条 契約書第45条に定める本著作物及び本著作物の複製物を返却する際は、様式第35の「著作物返却書」を甲に提出するものとする。

- 第24条 契約書第46条第2項に定める報告書は様式第36の「複製著作物処分報告書」による。

(個人情報の取扱い)

- 第25条 乙は、預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、契約書に定める個人情報の第三者への提供、通知、使用、複製、改変の申請は、様式第27の「個人情報利用申請書」によるものとする。

(成果の利用等)

第26条 乙は、契約書に定める委託業務による研究成果の利用申請は、様式第28の「成果利用承認申請書」による。

ただし、以下についてはこの限りではない。

(1) 次に掲げる事項については、乙は、様式第29による「成果利用届」を甲に提出するものとする。

i) 学会等で行う口頭発表

ii) 学会誌等に発表する論文(投稿)

iii) 受託業務の施策の普及を目的とした成果報告書(成果品)の複製品

また、甲が認めるときは、「成果利用届」は事後に提出することができるものとする。

(2) 成果の利用に伴い収益が発生するとき、乙は様式第30の「文化庁著作刊行物の複製(引用)許可申請書」を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項による成果の利用等に当たっては、文化庁からの受託業務の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入するものとする。

(取引停止措置)

第27条 文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に定める取引停止措置に該当する場合には、同取扱要領により取引停止措置を行う。

(変更届)

第28条 契約書に定める受託者の代表者氏名又は住所の変更通知は、様式第31の「変更届」による。

(任意団体に関する事項)

第29条 契約書に定める任意団体に関する事項の申請書は、様式32の「任意団体に関する事項」による。

(その他)

第30条 様式は、日本産業規格に定めるA列4判とする。

第31条 委託事業に関する事務処理については、この要領に定めるほか、特に必要がある場合は、委託者が別に定めるものとする。

第 3 2 条 この要領は，令和 4 年 1 月 2 8 日から適用する。ただし，令和 4 年 1 月 2 7 日以前に契約締結又は契約手続きを開始したものは，なお従前の例による。

審 査 要 領

芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁文化経済・国際課に申し出なければならない（口頭を除く）。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁文化経済・国際課に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。